

宇部市インバウンドデジタルクーポン発行管理運営業務委託に係る 業者選定審査会設置要綱

(設置)

第1条 宇部市インバウンドデジタルクーポン発行管理運営業務を委託する業者を適正に選定するため、宇部市インバウンドデジタルクーポン発行管理運営業務委託業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査会は委員4人をもって組織する。

- 2 委員は、観光スポーツ文化部長、デジタル推進課長、一般社団法人宇部観光コンベンション協会、宇部商工会議所の4人をもって充てる。
- 3 委員の任期は、審査会の役割を終えた日までとする。
- 4 審査会に委員長を置く。
- 5 委員長は、観光スポーツ文化部長をもって充てる。
- 6 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、会議の議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員全員の出席により成立する。なお、審査会に出席できない場合代理を置くことができる。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、観光交流課 観光推進係において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月12日から施行する。